

【フランス】 電磁波ばく露の抑制に関する法律の制定

専門調査員 海外立法情報調査室 豊田 透

* 2015年2月9日に、通信施設や無線機器による電磁波ばく露の抑制、透明性及び協議に関する法律が制定された。ばく露の実態の情報共有と協議のための枠組み、広告や掲示による情報明示とユーザーへの意識の喚起、子どもへの配慮を規定した内容である。

1 制定までの経緯

通信施設や無線機器が発する電磁波の影響の判断や基準となる制限値に関して、フランスにおいては他の多くの欧州諸国と同様、WHOの見解やEU指令等の基準に沿い、デクレ（政令）及びアレテ（省令）により規制を実施してきた。電磁波の人体や環境への悪影響を重視するエコロジストの会派に属する国会議員は、ばく露抑制のための規制及び予防強化をめざし、2012年12月、「電磁波に起因する危険について環境憲章で規定された予防原則の適用に関する法律案」を議会へ提出した（注1）。しかし、委員会審議での大幅な修正、2013年1月本会議における委員会への差戻し動議の可決を経て、事実上廃案となった。そこで政府及び利害関係者との調整を重ね、同年12月に前回案とは異なる現実的な法案を改めて提出し、再び多くの修正を経ながらも「電磁波ばく露の抑制、透明性及び協議に関する2015年2月9日の法律第2015-136号」の制定に至った（注2）。

2 制定の趣旨

今回の法案は、①電磁波の健康への悪影響と社会不安への対応、②地域の通信インフラ整備の推進、③国の経済産業及び教育の革新と競争力強化のための情報通信政策に留意している。立法の趣旨を①としつつ、それと相反するが国家政策として優先度が高い②及び③を前提とし、「共存」できる内容としたことで、成立への途が開けたと言える。

①に関し、2013年にフランスにおいて数件の報告書が公表された中で、本法律は特に食品環境労働衛生安全庁（ANSES : Agence nationale de sécurité sanitaire de l'alimentation, de l'environnement et du travail）の報告書「無線周波と健康：専門家による（2009年報告の）更新版」（2013.10）に多くを拠っている（注3）。本報告では、電磁波の健康への悪影響は立証できなかつたとしながらも、通信施設や無線機器が今後さらに拡大し増強されていくことを踏まえ、携帯電話のヘビーユーザー、子どもなど、特に影響を受けやすい人々のためにばく露を抑制することを推奨している。

3 法律の概要

(1) 第1章：電磁波ばく露の抑制と、無線電波施設設置時における情報共有及び協議

設置された無線施設がデクレで定めた基準に適合しているか周波数庁（ANFR : Agence Nationale des Fréquences）に情報を集約し公開すること、施設を新設または移設する場合には設置自治体の市長に届け出ること、その際電磁波ばく露のシミュレーション結果を市長

の求めにより添付すること、市長は関連情報の住民への開示を保証すること、施設設置計画に関し必要に応じ地域の関係者協議を実施すること等が規定された。また、周波数庁の下に、電磁波ばく露の水準に関する協議委員会を設置し、周波数庁はこの委員会に対しフランス国内の電磁波ばく露測定結果を毎年報告することとなった。

フランス国内の電磁波のばく露の平均値は概ね一般的基準を下回っている。しかし、中継基地付近など基準を超過する特異な地点が確認されており、そのため、周波数庁が毎年の調査でこうした地点を確認した場合は当該自治体や関係機関に通知することとされた。原因となっている施設の設置者は、サービス品質の維持を保証しつつ、6 か月以内にばく露低下措置を取らなければならない。

(2) 第 2 章：市民及びユーザーの電磁波に関する情報・意識喚起、国土の通信網整備とデジタル産業・サービスの発展、両者の一貫性

情報表示に関する措置として、携帯電話に SAR（比吸収率）を見やすく、フランス語で記すこと、Wi-Fi 環境を提供している施設はピクトグラムにより入口にその旨明示すること等が規定された（第 4 条）。

携帯電話の広告において、機器を頭部に直接当てないことでばく露を低減できるハンズフリー通話装置の使用促進を明示することとされ、逆にこの装置を使用しないことを促進する広告は禁止された。従わない場合は 7 万 5 千ユーロ以下の罰金が科される（第 5 条）。

子どものための措置としては、保育園など 3 歳未満の子どもの収容、休息、活動のための空間に無線でインターネットに接続できる固定端末装置の設置を禁止すること、小学校に今後設置されるインターネット通信機器は、学習活動に必要な時間以外は電源をオフにすること等が規定された（第 7 条）。

また、法律発効後 1 年以内に、政府は電磁波過敏症に関する報告書を議会に提出することとされた（第 8 条）。

注（インターネット情報は 2015 年 6 月 19 日現在である。）

- (1) Proposition de loi relative à l'application du principe de précaution défini par la Charte de l'environnement aux risques résultant des ondes électromagnétiques, n°531 <<http://www.assemblee-nationale.fr/14/proposition/s/pion0531.asp>>
- (2) Loi n° 2015-136 du 9 février 2015 relative à la sobriété, à la transparence, à l'information et à la concertation en matière d'exposition aux ondes électromagnétiques.
- (3) ANSES, "Radiofréquences et santé : mise à jour de l'expertise" <<https://www.anses.fr/fr/system/files/AP2011sa0150Ra.pdf>>

参考文献

- ・総務省「平成 25 年度電波防護に関する国外の基準・規制動向調査報告書」2014.3, pp.76-80. <http://www.tele.soumu.go.jp/resource/j/ele/seitai/sonota/h25_trend_report.pdf>